

平成28年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第5日目)

平成28年 3月17日(木曜日)

午前9時37分開議

- 第17 議案第30号 訓子府町保育所の廃止について
- 第18 議案第31号 訓子府町立訓子府幼稚園の廃止について
- 第19 議案第25号 訓子府町認定こども園条例の制定について
- 第20 議案第24号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第21 議案第12号 平成28年度訓子府町一般会計予算について
- 第22 議案第13号 平成28年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第23 議案第14号 平成28年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議案第15号 平成28年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第16号 平成28年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第26 議案第17号 平成28年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第27 議案第20号 訓子府町行政不服審査会設置条例の制定について
- 第28 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制
定について
- 第29 議案第22号 訓子府町顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第23号 訓子府町総合計画条例の制定について
- 第31 議案第26号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の制定について
- 第32 議案第27号 訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負
担額を定める条例の制定について
- 第33 議案第28号 訓子府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について
- 第34 議案第29号 訓子府町児童センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第35 議案第34号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 追加議案
- 議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算(第15号)について
- 所管事務調査について

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 上原豊茂君 | 2番 | 須河徹君 |
| 3番 | 河端芳恵君 | 4番 | 山田日出夫君 |
| 5番 | 工藤弘喜君 | 6番 | 余湖龍三君 |
| 7番 | 川村進君 | 8番 | 西森信夫君 |
| 9番 | 堤三樹磨君 | 10番 | 西山由美子君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|------------------------------|--------|
| 町長 | 菊池一春君 |
| 副町長 | 佐藤明美君 |
| 総務課長 | 森谷清和君 |
| 企画財政課長 | 伊田彰君 |
| 町民課長 | 八鍬光邦君 |
| 福祉保健課長 | 渡辺克人君 |
| 農林商工課長 | 村口鉄哉君 |
| 建設課長 | 山内啓伸君 |
| 上下水道課長 | 遠藤琢磨君 |
| 会計管理者 | 佐藤純一君 |
| 教育長 | 林秀貴君 |
| 管理課長 | 森谷勇君 |
| 社会教育課長 | 山本正徳君 |
| 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長・児童センター長 | 中山信也君 |
| 図書館長 | 三好寿一郎君 |
| 農業委員会事務局長 | 竹村治実君 |
| 教育委員長 | 飯田洋司君 |
| 農業委員会長 | 清井敏行君 |
| 監査委員 | 山田稔君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 夏井宏樹君 |
| 議会事務局係長 | 本庄朋美君 |

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（上原豊茂君） ここで、議会運営委員長から、今後の議会運営についての報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（余湖龍三君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議件の取り扱いについて協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されていますとおり議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）についての1件であります。

議会運営委員会で協議しました結果、本日、定例会の日程に追加することに決定いたしました。

なお、追加議案の審議につきましては、議案第36号は、日程第35、議案第34号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての採決の後に行うことといたします。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とします。

以上。

○議長（上原豊茂君） ご苦労さまでした。

◎追加日程の議決

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として提案されました議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）について、日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第36号を日程に追加することを決定いたしました。

◎議案第30号、議案第31号、議案第25号、議案第24号、議案第12号

議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号

○議長（上原豊茂君） これより一括議題の議案第30号、議案第31号、議案第25号、議案第24号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16

号、議案第17号について、質疑、討論、採決をいたします。

お諮りいたします。

一括議題の議案は、予算審査特別委員会に付託し、委員については、議長を除く全議員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第2項の規定により省略することとし質疑についても省略し、これより討論を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告ならびに質疑を省略し、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ございませんか。

山田日出夫君。

○4番(山田日出夫君) 議案第12号 平成28年度訓子府町一般会計予算について討論をいたします。

私はスポーツセンター建設そのものに反対するわけではありません。古くなれば、いつかは建て替えが必要なことは理解しております。しかし町はもう少し詳しく具体的な建設構想を練り直し、町民に示し、町民の広いご意見をお聞きし、おおむねのご理解をいただくことを最初にすべきと考えます。また4年前から財政面でも借金が増え、貯金が減る傾向に転じたこと。12億円強のこども園建設で町の体力が落ちているときに、まずは十分に町民説明と意見の把握に努めるべきだと考えます。その数か月後、町民の意見を反映させた基本設計へと進むのが順序だと考えております。しかし今までの答弁からは内部の丁寧な案の練り直しや町民説明を先行させるという確証は私的には得られておりません。町民説明が先行しない場合、逆に町民の理解は進まず、町を挙げて事業を進める場合、事業の円滑な推進もむしろ逆に困難になることを心配します。従って大きな公費の支出に際しては、まず町民意思を尊重し、正常な事業を進める順番、取り組み方の基本に立ち返るために本日この場で安易に一般会計予算案に賛成することは、町民の信頼を裏切ることだと私は心配します。町も議会も一定期間、説明と意見集約にあたるため、熟慮の上、やむを得ない判断として、基本設計費一時凍結の1点において、この1点において、そのスタートラインに戻るといった願いも込めて苦渋の選択として、この予算案に反対します。

○議長(上原豊茂君) 議案第12号の反対討論がございましたので、次に今の反対討論に対しての賛成討論ございませんか。

西山由美子君。

○10番(西山由美子君) 10番、西山です。ただいまの山田議員の反対討論に対して賛成討論を申し上げます。

今定例会は、一般質問から始まりまして、スポーツセンターに始まり、スポーツセンターに終わる、そんな印象を受けた予算審査も含めて、定例会だったと思います。私たちは平成27年1月に前議員10人のもとで全員協議会で、このスポーツセンターの耐震診断結果を説明されました。そのとき、その前に26年度の教育行政執行方針の中にも耐震診断を受けるといった計画があり、また町の基本計画に基づいた実施計画の中にも26年度に

はスポーツセンターの耐震診断を仰ぐという計画に基づいてなされていることを私たちも周知しております。その中で本当は耐震結果があまりにも思っていたよりも、もうこれ以上震度5強の地震に耐えられない建物だということで執行部の方も緊急に議員に説明にあがったわけですが、この1年間、内部協議をしたという報告がありましたが、確かに予算審査の中でそれが不十分だったということは、私たち議員全員が認めることであります。ただし予算審査の中でたくさんの意見が交わされ、そして今朝の町長の回答の中にもありましたとおり、これからの基本設計の予算組みをした中で、1年間を通じて町民、あるいは利用者の意見を十分取り入れて、そして実施を判断するという回答を得られましたので、あとは職員たちの仕事ぶりを私たちが信頼を持って見守っていくのが大事かなと思っています。そして予算というのは、住民のものとして住民のためにつくられる。そのために合理的、能率的、民主的に編成して執行しなければいけない。そのために私たちが事前に予算審査をしているわけですから、これは今後この予算をきちんと住民のために適正に充てられるように私たちも見守っていきたいと思います。ですから全部の予算を否決するような状態には決してあってはいけないと思いますので、賛成討論といたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ございませんか。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。今の議案第12号の中のスポーツセンターに関してですが、建設工事基本設計業務、これ799万2千円の計上がなされていますが、スポーツセンターに対しての現状把握の結果報告が町民に対して、まず周知徹底されていない。また震度5.5から6で倒壊するとのデータの明示も町民にされていない。さらに補強策と建て替え策の比較検討の資料のデータの表示もない。さらにスポーツセンター基本設計に入る前に、どの場所にどれぐらいの規模でなどの青写真の考えを教育委員会側から示していただき、利用団体、町民の意見を聞いた上でまず補強か新築かを決めていくべきだと思います。さらに大型投資に向けては、特に町民の関心のあるところで、まず町民の理解を得る、財政に関しての不信を招かない説明をする。特に昨年から今年にかけての認定こども園の大型投資をしたばかりなのに、特に丁寧な説明をすべきだと思います。町民の理解を得られれば補強策でも新築案でも拒むものではなく進めていくべきものと考えます。ただ反対しているわけではないということで、基本設計を計上してから利用団体、町民への周知、青写真を示しながら進めていくということですが、これは順序が逆ではないかというふうに思います。この案に対して反対します。イコール一般会計予算に対して反対ということになります。

○議長（上原豊茂君） ほかに賛成討論ございませんか。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。反対討論に対し、賛成討論をさせていただきます。

今回、先ほどの賛成討論にもありましたように、主体は今回の議会については、スポーツセンターの建設に対する、建設というよりも基本設計に対する討論の多さにまず当然のことだろうと思います。ただこの今、反対討論の中で全体予算と合わせた中で全てを反対するということに対しては、やはりまず4月からの町政執行にあたっての不便さを考えま

すと、やはり全体的な反対はできないのではないかと。ただ私としては、この基本設計については散々といいますか、一般質問ならびに予算審査の中で出た意見を十分に考慮していただいて、そういう意見の把握をきちんとした中で、基本設計については、時期的なものは現在の段階では口頭の説明の中では、「進める」ということの表現しかございませんので、やはり時間的なことはきちんと段階を踏んだ中で、その中で進めていただくということをまず第一の条件にさせていただきたいと思います。やはり町民の理解を得るということで、町長の回答の中に町民の理解を深めながら計画的かつ積極的などという言葉がありましたので、私は積極的というのは、そういうわれわれが出した疑問に対しての積極的な対応ということで理解したいと思っていますので、そのことをきちんとやっていただいた上で基本設計を実施してもらおうと。そこまでの慎重な対応をまずお願いしたいと思います。その慎重な対応の中身については、今後教育委員会の中でも、いろんな会合とか、そういうものを含んでいるということもありますので、その中で十分な論議を交わしていきたいと思ひますし、これは具体的なものの返答は何もない中ですけれども、ただこれを安易に進めるようなことのないように、また今後議会としても、決まった予算の中でもやはりこのことを進められないようにというか、われわれの意に介するような進め方をしてもらうための方法というのはあると思ひますので、それを踏まえた中で、私は今回の全体の一般会計予算については賛成をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ございませんか。

堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 9番、堤です。議案第12号に対してなんですけれども、一般会計全体に対して、いろんな部分の反映もされ、基本的にはいい予算であるということの部分での全議員等の了承も得られる部分なんですけれども、ただ1点、先ほどから繰り返しなんですけれども、スポーツセンターの基本設計にあたって町民理解等が得られない状況ということと、このことでそれを凍結するのはいかがかということでの賛成も出ておりますけれども、昨日確認しましたところで、教育長の答弁の中に緊急に耐震に対しての倒壊の危険度が高く、倒壊の心配がされるけれども、一定の措置はとっていると。時間的余裕等も配慮しながら今進めているんだと。ですから急いではいるけれども必ずしもそれに対する対策は、つまり震度5以上の地震に対しての対応としては一定のできる限りはやっているという回答もございましたので、それに対する審査をする、改めて審査をする時間もまだあるんだなというふうに感じとれました。そういう意味合いも含めまして、やはりくいようなんですけれども、町民に対する理解、議会に対してもそうですけれども、基本設計によるもの、建て替えを現時点での現場での建て替えということも含まれておりましたし、そういう部分に対して本当の意味で納得いくものを、基本設計をつくる前に最低の条件でするので、そこら辺を理解を得ることがクリアされていないということがかなり大きな要素を含めると思ひますので、多少の犠牲と言ったら申し訳ないんですけれども、一般会計予算含めて一度練り直しというかたちで考えていただかないことには、これは審議できませんので、そういう意味におきまして再度審議いただきたいというふうに思ひます。

○議長（上原豊茂君） この案件についての賛成討論ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） それでは反対討論もありましたので、私の方から賛成討論という

ことで述べさせていただきます。

まず、今回の新年度の予算関連議案ならびに新年度の一般会計の予算等で提出されている一括議題に対しての賛成討論ということでありますけれども、まず今回、一括議題で提案されている、今、議論になっていきますスポセンの設計費の問題含めてでありますけれども、その前にまず予算全体をどういうふうな評価をすべきかということについて、まず最初にそこから若干時間をいただいて議論に入っていきたいと思っております。

特に28年度の一般会計予算につきましては、人口減少だとか少子高齢化が本町においても差し迫っているという、そういう町民の多くの方々の心配の中で子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる町をどうつくるかということ。そういう中でわくわく園、認定こども園に関しての仕上げの予算が組み込まれているということでもあります。そして、わくわく園の運営事業に対する予算付け等を見ましても極めてきめ細やかな子育て支援の充実・強化というものが加味されている予算ではないかというふうに私は思っております。また高齢者や障がい者の方々が持っている、何て言いますか、願っている、安心して暮らしていけるまちづくり、そういったものを目指した予算というかたちでいけば、例えば政策でいけば高齢者ハイヤーの利用サービス事業、あるいは路線バスの高齢者利用支援事業、これは従来からやっていますけれども、その拡充も含めて行っていること。あるいは国民健康保険特別会計の財源の補てん、そうすることによって、国民健康保険被保険者に対する、税の圧迫感という、そういうものをできるだけ解消しながら安心して生活ができる、そういう部分について配慮のある予算であるということ。またさらには第4期農地整備計画の、この事業がこの予算の中でも入っておりますけれども、こういう事業を進めることによって基幹産業である農業に対しての、力強い産業基盤をどうつくっていくかというところでの配慮のある予算、それから商工事業者への支援策でもありますけれども、これも従来からされていますけれども、店舗出店等支援事業補助金、あるいは店舗改修事業補助金、さらには住環境リフォーム促進事業補助金など、こういった政策が町の政策ということの前提として各関係団体、あるいは関係町民の方々の要求を多く取り入れた予算設計になっているということに対しては、やはり積極的な評価をするべきではないかなというふうに全体を見て思っているところであります。そしてその中で今回この定例会の中で、先ほども言いましたけれども、問題点となっている事業の一つでもありますけれども、スポセンの基本設計の問題、さらには、これだけではなくて、開基120年の記念事業の問題、それからさらには西幸町の幸栄団地の方の質疑の中でもありましたけれども、団地のいわゆる建て替え、改修の問題等々、極めて将来に向けてはやはり大型になるような、あるいは開基120年というのは今年度限りの事業ではありますけれども比較的予算規模の大きい事業ということが組み込まれていますので、この予算質疑の中でも感じましたけれども、確かに先ほどからも西山議員等も含めて討論の中でもおっしゃっておられたように、十分な練りといいますか、そういう部分については本当にどうかなというそういう心配事もありましたけれども、この今回の質疑の中では本当にさまざまな議員の方々からも十分な意見等も出されておりますし、そういう中であって特にスポセンの問題でいきますと、当初から考えて、当初答えがありましたようなことをさらに練って、そういう意見を聞きながらさらに練っていくという柔軟な対応ということも感じられますので、ぜひこういったことをさらに進めていきながら、この問題解決にあたっていくことが今、訓子

府としては求められているのかなというふうに思っております。スポセンのこの問題だけでもって、この予算全体としては、やはり大きな瑕疵はないのかなというふうに思っているところです。問題はその進め方等について、簡単に言いますと、結論から言いますと、今回の議会の質疑で出された、あるいは一般質問等が出されている声を、十分議員の意見を参考にされながら、当然するとは思いますが、進め方を丁寧に進めていただくと、この一括議題に対する賛成の討論としたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 次に、この案件に対する反対討論ございませんか。

川村進君。

○7番（川村 進君） これに対して、私は反対します。ということは、今、予算がすごくいい予算というふうに2、3名の方が言っていますが、決してよくないと思っています。ということは、今回、私たちいろいろな趣味の仲間とか、いろいろ話し合いました。その中でまずこども園を3社の企業体でやったところから、ものすごい反発が私たちにあります。ところが私はそのときには議員ではありませんから、反対できませんでした。だから透明性に欠けているということがまず第一です。ですから大型投資というものに対しては透明性が一番大切なんです。町民の皆さんがどのような感覚を持つかというところは、やはりここから始まるんです。今回の予算に対して799万2千円、他の方もいろいろ言っていますが、これが本当に適切な金額であるかということも考えなきゃいけないんです。ですから町長はスポセンを建てるということで全てのことを進めていますと言いましたが、これはやはり拙速であり、3者が言っているように、きちんと時間をかけて、そして誤解をされないように、町民に誤解を受けるようなことがないように透明性というものをきちんとして、そうしてやっていただかなければならないと思います。ですからどのような予算が、いい予算がどうのとみんなは評価していますが、私はあまり評価しません。ただ私は透明性が失われているから、これは拙速であってはより一層町民に不快感を与えると思うので時間をかけて、そして慎重にかかったときに、これは成功するものであると思うので、今回の予算は一つなんだけれども一括で反対しちゃうかたちになるけれども、これは反対します。

○議長（上原豊茂君） ほかに賛成討論ございませんか。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 今回の予算について、賛成討論をいたします。

スポーツセンターにつきましては、基本設計等、各議員の皆さんも申し上げますとおり私もまさにそのとおりだと思います。ただこのスポーツセンターについて、やはり第一義に考えなければいけないのは、財政も基本設計も大事だと思いますが、やはりわれわれは、その施設に対する人の命、生命をどう守るか。まずはその視点がなければですね、次の理解という次のステップというのは考えられない。その人の命、われわれはやはり安全・安心、そして健康に生きられるという町でなければならぬと思います。その中で公的機関から非常に危険であるという施設を今どうするかという話をしているときにですね、やはり財政よりも人の命、人の生命が大事だというやはり行政であるべきだと思いますし、そういう議会であるべきだと思います。そういう意味では、今回のスポーツセンターを含

めまして、予算一括については賛成をいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 反対討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） それでは、討論がないようですので、ほかの各案に対する討論ございませんか。

先ほど申し上げました議案第30号から議案第17号までの中で、それぞれ討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論なしと認めます。

これより、一括議題の議案第30号、議案第31号、議案第25号、議案第24号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の採決をいたします。

まず、議案第30号、議案第31号につきましては、特別多数議決案件でありますので1件ずつ採決いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数と認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、まず討論のあった案件から採決をいたします。

議案第12号の採決を行います。

議案第12号についての賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（上原豊茂君） 挙手多数により、議案第12号は原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については一括採決をいたします。

議案第25号、議案第24号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第26号
議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第34号

○議長（上原豊茂君） これより、提案理由の説明が終わっております議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第34号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第20号の質疑を行います。

議案書114ページ、1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。この議案に対して若干質問させていただきます。この行政不服審査会の設置ということでありますけれども、これ中身、条例をずっと読んでいきまして、ちょっと感じたことなのでありますけれども、この行政不服審査会をなぜ設置するかということも含めてになるかと思うんですが、この条例の中身をひもといていきますと、行政側が審議、決定を行うことになると。町民の方から、ちょっと不服申し立てがあったときには行政側が審議決定を行い、そしてそれに基づいた対応ということになっていくんだと思いますけれども、町民側に立って考えたときに、この審査会に求められるのは、やはり中立性というか、そういう公平性、中立性というものが非常に求められてくるのかというふうに思いますが、これはあくまでも町長が委員を選任するというか、そういうかたちにもなっておりますので、行政側主導のものがこの中身になっていきますので、その中立性をどう確保していくのかということについて、どうお考えかということがまず第一点です。

それから、それと関係しますけれども、今も言いましたけれども、この委員の選任については非常に難しい問題もあろうかと思いますが、その事案ごとになるかと思うのですが、どのような人を充てるようになるのか、いわゆる第三者的な部分も含めて、そういうことが必要だと思うのですが、そういうことがちゃんと確保できるのかということも含めてどう考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

最後にもう一つは、この中で審議決定された効力というものは、どういうかたちで、どの程度のものになっていくのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま行政不服審査会の関係で、1点目としまして、なぜ設置するかということでございますけれども、これにつきましては、ただいま議員の方からご質問の中でも触れておりましたけれども、行政内部以外の第三者機関として設置するものでございまして、そういった意味で公平性を確保すると、公正性を確保するというようなことも含めて中立性はもちろんでございますけれども、そういった意味合いで設置するものでございます。

それから、町長が選任するということが、中立性が確保できるかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては行政の職員ではなくて外部の、できれば専門的な知識を持たれているような、そういった方が望ましいのかなと思います。そういった方を選任させていただくことになると思います。

それから、委員につきましては、特殊なものでなければですね、例えば個人情報保護審査委員会がございますので、そういった方をお願いするとか、そういったことも考えられるのかなというふうに考えております。

それから、その審査会での効力、意見の効力ということでございます。審査会の意見イコール採決の内容ということではございませんけれども、十分その辺につきましては、そのご意見を尊重しながら、審査長となります町長の方で、採決するということになっております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。何点かお伺いしたいと思います。まずこの行政が行った行政行為に対する不服ということですから非常に専門性が問われる審査内容になるかと思えます。それで工藤議員が今、質問されたこととちょっと関連しますけれども、法令や社会通念に精通した人、町民なのか、学者のようなそういった人も含まれるのか、委員にですね、町民でない人も含まれることが想定されているのかが1点お伺いします。

それと第3条の第2項で「任期はその委嘱に係る事件の処理が終了したときまで」とある。事件ぽっきりというか、その1件ごとに委員を選ぶというのは、今、質問したこととも、そんなに人材がいるのかということも含めて、同じ人を続けるのかということと、なぜ案件ごとに任期を区切るのか、その意義をお聞きします。

それと同じ第3条の第3項、第4項、これはあってはならないことでありますけれども、何かちょっと唐突感があるんですけれども、委員の非行についての規定があります。このような人を選ぶのかどうかということもありますけれども、こういうことがないように地方公務員法で求められているような宣誓書のような確約をとる必要がないのかをお伺いします。

第5条の第4項、「第3条第4項の規定は、専門委員について準用する」と、ごめんなさい5条の第1項ですね、専門委員、委員が5人しかいないのに、しかも専門性が問われる委員なのに、さらに専門委員というのは、人材的にも内容的にもちょっと難しいのではないかなと。どうも全体的に形式が先行している条例ではないかなと非常に強い懸念をもちます。それで同じ第5条第4項、「第3条第4項の規定は、専門委員について準用する」とありますけれども、第3条ですね、第3項はなぜ準用しないのか、何か不思議な規定ですね。

それと最後、第6条、専門委員を設けます。これは必要に応じて専門性を問われるから専門委員を置くと思うんですけれども、専門委員を会議に出席させて意見を聞くようなこと、そういう規定はないんですか。この専門委員の役割とその機能はどのようにこの審査に反映されるのかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、何点かご質問ございました。漏れている場合はちょっともう一度お願いしたいと思います。

まず1点目としまして、この審査会の委員に町民でない方も想定しているのかというお尋ねがございました。これ28年4月からということですので初めての、これまでの事例も何も

ない中で進めるわけでございますけれども、ただその中でこの審査会設置にあたりまして、これまでちょっと検討した経過を申し上げますと、町村会での共同設置というようなことも検討してまいりました。ただやはり町村会で全町村が足並みを揃えなければならないというようなこともありますので、ちょっとその中でなかなか町村会、道内でも町村会で設けているところもないというようなこともありまして、それぞれ各自治体、あるいは例えば旭川市だとか札幌市だとか大きいところであれば、そういったところに委任して審査会を設置するというようなこともあります。それらもこれまで検討してきた経過がございますけれども今、質問にございました町民でない方も審査委員になれるかということでありますけれども、これについては、それも可能だということがございます。例えばそういう弁護士だとか、そういった方も可能だということがございます。

それから、第3条の第2項で委員の任期につきましては、その事件の処理が終了したときまでということ、この審査会の設置の方法としまして常設型にするのか、あるいは非常設型にするのかという両方の考え方がありますが、常設型が望ましいのでしょうか、ただそういう人材の確保だとか、あるいは行政不服申し立ての件数、うちの町の実態からみますと常設型ではなくて非常設型を選択させていただきましたので、事件ごとに審査委員の方を委嘱したいというふうに考えております。

それから、第3条の中で委員の非行等に関する、そういった規定がありますが、その委嘱にあたりまして宣誓書が必要ではないのかというお尋ねでございましたけれども、これにつきましては、この条例でもうたっておりますし、また委嘱にあたって、そのことについて十分ご理解いただき、ご承認いただきたいというふうに考えております。ただし例えば注意事項といいますか、委員としての注意事項なり、なんなりというのはお渡しするかもしれません。

それから第5条ですね、専門委員について、専門的知識を有する審査会がありながら専門的な専門委員がなぜ必要なのかということがございます。これにつきましては、調査という視点です、この行政不服審査のやり方としましては、まず請求人から審査長、町長なりに不服申し立ての請求が出てきますけれども、そうしますと町長が今度、審議員というのを選ぶこととなりますけれども、これは職員の中から選ぶこととなります。審議員が調査等も行いながら審査長であります町長にその不服申し立てが適切かどうかということ、審議員としての意見を出しますけれども、その中でやはり専門的な部分というのが必要になってくる場合もございますので、審査会に置くということになっておりますので、ちょっと何かわかりにくいかもしれないんですけども、その審議員の意見自体が正しいかどうかというのを第三者機関のところに諮るわけがございますけれども、そこでさらに審議員とは別の専門的知識を有する方に調査をお願いするというのも考えられるということで、この専門委員が置かれることとなっておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、第5条の第4項で第3条第4項の規定は専門委員について準用するというところで、これにつきましては、守秘義務については、これについては準用するというようなので、その点ご理解いただければと思います。

この専門委員につきましては、審査会で置くことになっておりますので、第3条の第3項ですか、町長は罷免できるというのがございますけれども、これについては第三者機関

のところに専門委員を置くことができることになっておりますので、それについては準用するという規定にはなっていないということでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） この審査会を置くにあたりまして、今、審査会の設置条例ですが、行政に不服がある場合、どういうことで申し立てができ、申し立て側のことについては触れておりませんが、どのような手順で申し立てができるというような、申し立て側に関する条項がないんですが、それと先ほどから出ておりますが、委員ならびに専門委員を町長が委嘱する。行政に不服があつて申し立てされた案件に対して、その委員を町長が委嘱する、そのところ、それで公正な委員会が開かれるのか、それが不安に思いますが。それと常設にするか、案件があつてから置くか、その辺まだ決まっていないというお話ですが、それなら不服申し立てをする場合、どういうふうにするか、その手順をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 不服申し立ての手順につきましては、さまざまな条例ですとか法律の中で、これまでも異議申し立てだとか、今回、異議申し立てがなくなって審査請求という1本になったんですけれども、それぞれの条例なり法律の方で請求について規定がございまして、それに基づいて請求されるということになってございます。

それから、町長が委嘱して中立が保たれるかというお尋ねでございましたけれども、町長が委嘱するにはするんですけれども、あくまでもそれは外部の機関という位置付けでございまして、その点については、中立性が保たれるのかなというふうに思っております。

それから、案件があつてから設置するということについてでございますけれども、先ほど山田議員のお尋ねでもご回答させていただきましたけれども、本町につきましては、不服申し立てというのが今のところほとんどない状況なんです。そんなこともありまして、そういった件数がない中で常設型にするということも、ちょっと合理性に欠けますので、そういった不服申し立てが発生した場合について非常設型の第三者機関を設けるということでご理解いただければと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 漏れていたのかなということも含め、ちょっとお伺いします。

第5条の第4項の準用規定で第3条の第4項の秘密を漏らしてはいけない規定は準用するけれども、第3条第3項の非行に対してのことは準用しない、これは規定上、町長がとなっているから、それは条文上はわかりますけれど、私は専門委員にも非行があつたときの規定はやはり内容的に準用されていないとバランス、例規のバランス上おかしいのではないかという意味です。その点と、これは漏れたんじゃないかな、あつたかな回答が。第6条で専門委員を出席させて意見を聞くことができるという趣旨の規定が必要ではないかと言ったのは、第5条の審査会に専門委員を置くという、この規定において意見を聞くことは包含されているということによるしいんですね。2点です。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいまお尋ねがございましたけれども、第3条3項で規定しております委員の罷免の関係でございましてけれども、ここで規定している部分について

は、それだけ審査会の委員の方の重責を、その辺もくんで町長が罷免できるということにしております。専門委員につきましては、専門的な調査は行いますけれども、罷免のところまでは、これは他の例規といいますか準則等を鑑^{かんが}みてこの規定をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

それから、2点目につきましては、お尋ねのとおりでございます。

○議長（上原豊茂君） ほかが質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号の質疑を行います。議案書117ページ、1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。議案書133ページ、1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の質疑を行います。議案書135ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番(山田日出夫君) 一つ、二つお聞きします。第3条で審議会への諮問が規定され、第4条で審議会の設置が規定されていますけれども、普通、定義が先にあつて、働きが後ろに条例というのは、法令というのはくると思うんですけども、設置の中に審議会の定義が書かれていますよね。だから第3条と第4条は、本当は置く場所が逆ではないかと私は思いますけれども、これを今、変えるというわけにはいかないでしょうから参考にしていただきたいなと思います。

それと一番聞きたいことは、第5条に25人という非常に多くの委員さんで構成されるという規定がございます。第2項の各号を見ますと委員の例示が載っておりますけれども、少しバランス的にどうかという疑問があります。1号目に教育関係者、2号目に産業のうちの農業委員さんがきまして、以下、規定のとおりなんですけど、例えば福祉とか民生の具体的な例えば民生委員とかですね、どうも特定しているものと、ぼかしているものがあるような気がして、バランスが悪いような気がします。現時点でこの25人の配分、特に3号以降の、今、構想されている内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(上原豊茂君) 企画財政課長。

○企画財政課長(伊田 彰君) 議案第23号、135ページ、第5条の第2項の3号以降の委員の内容ということのご質問でございました。これは1、2号については行政委員の代表者ということで規定をしております。3号については、国または道の地方行政機関職員ということで、現段階では農業試験場の場長、それと網走東部森林室の代表者ということで2名の委員を委嘱しております。4番目については、非常に議員言われるとおり25人ということで、今申し上げた4人を抜いた部分で4号、5号というふうに規定をしておりますけれども、そういった意味では、JAきたみらいのフレッシュミズ、女性部、商工会女性部、青年部などを含めるとほぼ町内の公共的団体、当然、町内会連絡協議会とか実践会連絡協議会もございまして、そういった部分の役員および職員ということがほぼ入るかなという状況で進めさせていただいております。なお、これにつきましては、審議会設置の段階で町長から委嘱するということがございますので、その段階、段階で一定程度変動があるかというふうに考えてございます。またバランスの部分でございます。これ5号にあります学識経験を有する者というところも含めてですね、特に女性の委員さんが少ないということもございまして、ここで小学校、中学校のPTAの副会長が女性の方がなられているということで、会長ではなくて副会長さんをお願いをしている。そのほか、バランスの部分でいくと若干悪いんですけども、若いところということで4Hクラブとかですね、青協とか各青年部を委嘱して進めるということで、第6次の部分については、今年度既に委嘱している部分もございまして、ちなみに女性の部分でございまして

ど7名、たまたま青協の会長さんが女性だったということで7名で29.0%の比率でまだまだ十分ではないですけれども、そのようなかたちで進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 丁寧な回答をありがとうございます。もう少し確認をしたいと思いますが、なぜ第5条にこだわるかというのは、もう課長も感じられて一生懸命答弁いただいていると思います。特に民生、福祉の関係者を私は多く入れていただきたいと思っております。それはまちづくりの課題がそこに集約的に現れている昨今だからであります。その確認が一つ。

それとあとこれからはお年寄りとか体のご不自由な方々の支えという観点からもボランティア活動の活性化が必要だと思います。町内によつば会を中心として、いくつかの活動が活発化に行われておりますけれども、何とか委員会の委員ばかりではなくて、隠れたところでまちづくりを支えていらっしゃる方々、素晴らしい活動、素晴らしいご見識をお持ちの方々がたくさんいらっしゃいますので、先ほどの民生、福祉の関連と絡めてボランティアの委員が入るかどうか。

それと最後、女性のことを先に言われましたけれども、世の中半分が女性です。そして最近はどうもオリンピックなんかを見ていると女性の方が男性より優れているのではないかなという個人的な感想も一部持ちますので、積極的に、半数が理想ですけれども、なかなかそうもいかないとしたら、委員が男性が多いですからね、女性を積極的に登用していただいて、私が先ほど言った年齢、性別、業界というか種類も含めてバランスのとれた委員さんで構成していただきたいという希望も込めて、しつこいようですけれども質問をさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 同じ項目で再度ご質問がございました。ちょっと答弁漏れということで、民生というかですね、福祉の部分でいきますと社会福祉協議会会長、それと民生委員・児童委員と老人クラブの方の代表者ということで委嘱をしているところでございます。それと議員が言われるボランティア組織ということで、大変申し訳ないんですけど、もう既にですね、第6次の部分は委嘱をしているということもございまして、既に諮問をして、現在策定中というかですね、協議は始まっている段階でございまして、議員言われる非常に多い、公の団体ではないというかですね、そういう積極的なまちづくりの活動をしている団体ということで5号にある部分で一定程度オファーというかをかけてもいましたし、昨年5月には広報の方で公募委員ということで募集もかけたところでございますけれども、今回については、第6次については、そういった意味では、その部分からの選出はできなかったということでご理解をいただきたいと思います。なお総合計画、一応10年計画でございまして、10年後は今、議員の言われたご意見も参考に、私ももういないと思いますけれども、そのように引き継ぎをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 今、山田議員の方から、この委員の構成について質問があり、課

長の方からお答えいただきました。私がいつも言っていたのは、ふたを開けたら女性がいなかったということが多々あったものですから、やはり女性の参加が必要だという思いをずっと持っていました。そして、この総合計画の中では、以前、男女共同参画についてお伺いしたときに、この総合計画の中でもそれを盛り込みたいというお答えがありましたので、より一層女性が多く参加してくれることを願っていました。既に任命されて動き出しているということですので、今までの経過がきちんと反映されるような内容になってほしいと思います。また女性と年齢層もかなり工夫されて、いろいろな年代層、やはり10年後、20年後、町のこれからの考えることですので、ぜひ若い方も多く取り入れてほしかったなと思います。決まって動き出したことなので質問になるかどうか、今後の運営の考え方についてお願いします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、河端議員の方から同じ項目でご質問がございました。女性の参画という部分でございますけれども、今議会の冒頭か途中かわからないですけれども、町長からもお話ししてございますけれども、農協のフレッシュミズから非常に負担になるということで代表者1人が行政側のこういった委員会に何回も何回も出ることができないということで申し入れがございました。行政側としては、代表者を特定している部分ではなくて、総合計画の審議委員会にはAさん、他の審議委員会にはBさんという対応もできるということでお話をしていますけれども、非常にですね、その年代というか、子育て世代というのが、こういう審議会とかというものに対して、すごく負担感を持たれているというのが実態としてございます。そういう意味では、今回は委嘱をさせていただいておりますけれども、議員が言われる部分も含めてですね、会議の時間の関係もですね、一定程度、夜やるだとかですね、そういった考慮もしながら進めてまいりたいと思っていますけれども、昼も夜も忙しい方もおられるということもありますので、その辺はうちの行政区域内のことでありますけれども、一定程度のご理解をいただきたいなというふうに思っています。

それと計画の部分でございます。計画については現在諮問している段階でございますので、答申を受けて今回この議会で条例をご提案してございますので、従来のかたちでいくと議会の方に計画をお諮りしながら議決を得るということでございますので、男女共同参画の計画の部分については、その際にご議論をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今、お二方の質問も踏まえてですね、今、町民の方が傍聴にいらっしゃっていますので、地方自治法の改正に伴って計画的な行政運営の基本構想を定める義務は廃止されたとありますが、あえて私たちの町が今、総合的かつ基本的な指針である総合計画を作成すると。そしてこの条例を制定するという、その趣旨というのをわかりやすく簡潔にお知らせ願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議員から本来の趣旨というかですね、総合計画とはなんぞやというところも含めてでございますけれども、そういった意味では、国はですね、2

000年地方分権一括法の制定において、地方自治法の中で分権改革の一つとして自治体の長期計画の策定義務を廃止をしてございます。それは議員が言われたとおりでございます。しかし町にとっては10年の長期間にわたる計画を昭和45年から第1期の酪農郷の創造というんですかね、そういう題名の5年間計画を策定して以来、5次にわたって計画を作ってきてございます。そういった意味では、長期にわたる町の将来をどうあるべきかという部分を総合計画に盛り込んで、もう既に町民アンケートを実施してございますけれども、各層の意見もお聞きしながら、計画を策定して終わりというものではございませんので、作成段階での町民の参画を得て、町政に一定程度の参画をしていただきたいということと、策定後については、実施計画ならびにそういった部分の3年間のローリング方式という中で計画を着実に遂行していくという部分でございますので、第1条の趣旨にございますけれども、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針として策定をするということでございます。加えて住民というかですね、町民の参画を得る中でございますので、当然議会の議論を経た中で議決を得た計画にしたいということで、今回この条例を提案させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時5分まで休憩といたしたいと思います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第26号の質疑を行います。議案書148ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号の質疑を行います。議案書149ページ、1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 1点だけお願いします。先ほど議決されました議案第26号との関連だと思えますけれども、これは説明では、民間事業者が開設する可能性は低いかもしれないけれども、民間が開設することも園、幼稚園、保育園等が対象の規定だと聞きましたけれども、第5条、第6条、関連で第7条、利用者負担額を町長が徴収する。町長は利用者負担額を減免することができるということがありますけれども、これは施設が民間なのに町長が主語になっていることがちょっとわかりづらいんですけど、その点、1点だけお願いします。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） 条例説明のときにもご説明申し上げたんですけれども、町内における新規参入について、この一定のかたちをもってするというかたちになります。実際には、ここで町長がするというにはなっているんですけれども、利用者負担金については、その施設で負担してもらうようなかたちにはなるんですけれども、かたちとしましては町が行うというかたちに、この規定でするようなかたちとなっているものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。今の質問、そしてお答えも含めて、ちょっと聞くんですが、これはやはり第5条、第6条につきましては、民間の事業者がやるということに対しても町長が規定によってできると。利用者負担の徴収もあるいは減免も含めて町側がそこでできるというのが、もっといえば法的な、いわゆる上位法というか、その規定によってできるというふうになっているということで理解してよろしいのでしょうか。どうということなのかちょっともう少し詳しく聞きたいんですが。

○議長（上原豊茂君） 幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長。

○幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長（中山信也君） ただいま、工藤議員からご質問がございましたように、これは上位法で、その行政区域内における利用者負担を条例で定めなければならないことが規定されてございまして、それについて、町の一定のかたち、この条例において進めるというようなかたちにこの条例でとらせてもらっているものですのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第27号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第28号の質疑を行います。議案書153ページ、1人3回まで行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第28号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第29号の質疑を行います。議案書154ページ、1人3回まで質疑が行えます。
ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第29号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第34号の質疑を行います。議案書165ページ、1人3回まで質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第34号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長(上原豊茂君) 次に、追加議案であります議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算(第15号)についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書201ページ、本日配布されたものです。

副町長。

○副町長(佐藤明美君) 本日朝、配布したもので201ページの議案第36号になります。

それでは、議案第36号の説明をいたします。

今回のこの追加補正につきましては、今議会の初日にですね、平成27年度の補正予算のところの説明いたしました、国の補正予算などによる繰越事業の3本の道営農地整備事業、訓子府北西地区、訓子府高園地区、訓子府川南地区について、今回の補正予算債の対象とならなかったことから、今回の追加議案で起債借入額を減額する補正をするというものでございます。

それでは、議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算(第15号)の説明を申し上げたいと思います。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ1,983万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ47億1,202万7千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりでございますけれども、これについてはご覧いただくこととしまして、後ほど203ページの事項別明細書の中で説明させていただきます。

次に、第2条では、地方債の補正で、これは202ページの、次のページの一番下の表をご覧いただければと思いますけれども、ここに記載している前段でもお話した3本の道営農地整備事業における、それぞれの限度額を右側のとおり変更するというものでございます。

起債の方法および利率については変更ありません。

ここで204ページの地方債の年度末における現在高の表をご覧いただきたいと思ます。右側の下から3行目、平成27年度末の現在高見込額は47億1,864万9千円と

なっているものでございます。

それでは今度、203ページ、事項別明細書を見ていただきたいと思います。

まず今回は真ん中の表から説明させていただきたいと思います。これは歳入でございますけれども、20款、1項、1目の農林水産業債の一番右側、道営訓子府北西地区農地整備事業債からその下の道営訓子府高園地区、そして道営訓子府川南地区の3本の事業でございますけれども、今回、補正予算債、起債の対象になりませんでしたので、それぞれ減額するものでございます。

次にですね、一番上の表になりますけれども、これも歳入でございます。6款、1項、1目の地方消費税交付金は、これは課税売上高が1千万円を超える事業者が地方消費税として課税される道民税の2分の1相当額を人口の割合、それとその他従業員の割合などに応じまして交付されるものでございますけれども、今回その額が確定したということがございまして1,243万4千円を計上しているものでございます。

その下の同じく地方消費税交付金、社会保障財源分、これにつきましては、これは人口割合のみの算定基準となりますけれども、これについても同じように先般、確定されたことによりまして1,720万5千円の計上となっております。

次に、一番下の表のこれは歳出になりますけれども、2款、1項、1目の一般管理費の事業区分、各種基金積立金では、今回の起債の減額に伴う財源調整と地方消費税交付金との差額1,983万9千円につきましては、社会資本整備基金積立金に積み立てるものでございます。

最後に、別に配布しております資料1というのを見ていただきたいと思いますけれども、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）のところですが、今回の補正によりまして基金積立金の追加を行った後の一般会計の基金保有高見込みでございますけれども、右側の下から4行目、41億3,820万9千円となっているものでございます。

以上、平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）の内容について、説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。先ほど説明のありました町債の適用にならなかったという理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 西山議員の方から町債の適用にならなかった理由ということでございます。今回につきましては、農業基盤整備の受益者負担に対する起債ということでございます。ですから事業費の20%、それに従来でありますとパワーアップ事業が12.5%入りますので12.5%の受益者負担ということでございますけれども、26年度から促進費、予算の中にも出てきますけれども、促進費ということで町のパワーアップ分に対する2分の1を国費で促進費というかたちで交付されてございます。それで道

費におきましても、当然2分の1の部分については促進費ということで、今回補正予算につきましても、年度区分の問題でございますけれども、促進費が国で措置していないということがございまして、当然パワーアップ事業については補正債の対象とはならない。次年度というかですね、28年度の予算の部分について、促進費事業というんですかね、従来のパワーアップ事業は立ち上げるということでございますので、今回、繰り越しの補正の部分につきましても、一般単独費で計上をし、28年度の部分で一定程度の事業化をしていくというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

河端芳恵君。

○3番（河端芳恵君） 3番、河端です。203ページの歳出、各種基金積立金、これ社会資本整備基金積立金で教育の目的ということですが、これはスポーツセンターに関する事なのかなとは思いますが、この内容と今後の予定についてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今203ページの歳出の部分の基金積立金の部分でご質問がございました。副町長が申しあげましたけれども、資料1というところをご覧いただきたいと思っておりますけれども、副町長からは右側の下から3段目の総額の部分のご説明を申しあげました。少し上の方に上がっていただきまして、3の社会資本整備基金の②教育、一番右の備考欄になります。今回積み立て1,983万9千円ということでございまして、今議会の冒頭の補正予算で8,800万円ほど補正させていただいてございますので、27年度の積立金は1億1,198万6千円ということでございます。今後については、先ほど議決いただいた当初予算の中で2億9千万円弱を積み立てしてございます。そういう意味では、28年度末において7億8千万円ちょっと出るぐらいの数字になるかと思っております。当然のこと数々のご意見やご質問の中でお答えしておりますけれども、教育区分、特にスポーツセンター、続いて図書館等の大型事業が続くということでございますので、そういう意味では、それらの大型事業に対する財源対策の一つということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） ほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号 平成27年度訓子府町一般会計補正予算（第15号）についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会および産業建設常任委員会の2委員会の委員長から所管事務調査について、平成28年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対して出されております。

これを議題とし、2常任委員会の所管事務調査を認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成28年度閉会中も継続して調査できるよう決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（上原豊茂君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（上原豊茂君） これにて、平成28年第1回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時29分